第６０回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成26年2月27日（木）15:00～17:00
場所　第２水産ビル ３階 ３Ｇ会議室

１　開　　会

２　議　　事

（１）分野別審議について
・栄養士養成施設の指定事務

（２）答申案について
・建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲

（３）平成24年度道民アイデアの第１次整理について
・農業委員会の共同設置を可能とする特例措置
・保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入
・限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要

（４）その他

３　閉　　会

【配付資料】

資料１　道民アイデア等の審議状況
資料２　栄養士養成施設の指定事務関係資料
資料３　答申案（建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲）
資料４　平成２４年度道民アイデア等の審議状況
資料５　農業委員会の共同設置を可能とする特例措置
資料６－１　保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入
資料６－２　介護、国保、後期高齢における保険料（税）の特別徴収について
資料７　限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要

席上配付資料

第５９回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成２６年１月２９日（水）１５：００～１７：００

■開催場所：第２水産ビル　３階　３Ｇ会議室

■審議結果概要

議事（１）国から地方への事務・権限の移譲等について

◯事務局から次のとおり報告

・平成25年12月20日開催の国の第４回地方分権改革推進本部において「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を決定、同日付けで同方針を閣議決定

・前回委員会で報告した方針案からの変更点（移譲以外の見直し１７事項→１８事項、調整中とされていた直轄道路・河川に係る事務・事業など）について説明

議事（２）移譲済み４事務関連項目等に係る提案検討事項について

◯「商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化」（資料１のNo.７）ついては、国の見直し方針によって、道への一元化が実現することとなり、特区提案の必要性が無くなったことから、答申を見送り、一旦検討を終了

◯「指定医療機関の指定と類似の事務」（資料１のNo.８）については、国の見直し方針によって、道へ移譲されることとなり、特区提案の必要性が無くなったことから、一旦検討を終了

◯「栄養士養成施設の指定事務」（資料１のNo.９）については、国の見直し方針において、移譲以外の見直しとされ、特区提案の余地が残されたことから、道担当課の意見なども聞きながら審議を再開したところ、管理栄養士養成施設の指定事務も併せて、検討を継続することとなった

◯「総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認監視指導等の権限」（資料１のNo.10）については、国の見直し方針において、移譲以外の見直しとされ、特区提案の余地が残されたことから、審議を再開したところ、他に答申・提案の実現性が高い案件があるならば、そちらの審議を優先すべきといった意見等により、本件は一旦検討を終了

議事（３）分野別審議について

◯「自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲」（資料１のNo.４）１項目について分野別審議を行った結果、先進地の意見等も踏まえ、一旦検討を終了

議事（４）整理案について

◯「建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲」（資料１のNo.５）１項目に係る整理案を審議した結果、案のとおり答申案とし、次回審議すべきとして了承

資料１

道民アイデア等の審議状況

区分	No.	審議事項	審議状況（※第 57 回委員会は委員改選に伴う引継ぎのため、実質審議を行わなかった。）										
			49回	50回	51回	52回	53回	54回	55回	56回	58回	59回	60回
道民アイデア（H21年度~H23年度）	1	第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲	1次整理→	分野別審議		整理案・保留	→	国の方針案が見えたため保留解除	修正整理案了	答申案了	→	→	→
	2	広域観光圏の指定権限の移譲	1次整理→	分野別・保留	→	→	→		→	→	分野別審議了⇨一旦検討終了		
	3	産業振興支援策の道への移譲					1次整・保留		→	→	1次整理了⇨一旦検討終了		
	4	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲						1次整理→	→	→	分野別審議	分野別審議了⇨一旦検討終了	
	5	建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲						1次整理→	分野別審議	分野別審議	分野別審議了	整理案了	答申案
	6	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲						1次整理→	分野別審議	分野別審議了	整理案	→	→
移譲済み4事務関連項目等	7	商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化		庁内で検討中であることを報告	庁内での検討・調整状況を報告	国の動向を見極めるため検討保留	→	国の方針案が見えたため保留解除	整理案了	答申案了	→ 国の見直し方針決定	一旦検討終了	
	8	指定医療機関の指定と類似の事務					→		→	→	→	一旦検討終了	
	9	調理師養成施設の指定と類似事務（栄養士養成施設の指定事務）					→		→	→	→	継続検討 ⇨ 分野別審議	
	10	総合衛生管理製造過程（ＨＡＣＣＰ）の承認監視指導等の権限					→		→	→	→	一旦検討終了	
	11	鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務					→		分野別審議了⇨一旦検討終了				

資料２

栄養士養成施設の指定事務
関　係　資　料

○栄養士及び管理栄養士の養成状況について・・・・・・・・・・・・ １～２

○栄養士及び管理栄養士養成施設指定基準について・・・・・ ３～５

○栄養士養成施設の指定事務に対する保健福祉部意見・・・ ６

○指定養成施設（栄養士及び管理栄養士養成施設）に係る
　移譲検討事務・権限一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７

○栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲
　（ポンチ絵）・・ ８

栄養士及び管理栄養士の養成状況について

1　資格要件について

	栄養士	管理栄養士
免許	都道府県知事免許	厚生労働大臣免許
要件	栄養士養成施設で必要な知識及び技能を習得した者	管理栄養士国家試験に合格した者 【受験資格】 ・栄養士養成施設を卒業した栄養士で所定の実務経験を積んだ者 ・管理栄養士養成施設を卒業した栄養士

2　業務状況について

主な業務内容	従事する施設の例	備　　考
傷病者に対する栄養指導	病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等	管理栄養士による個別栄養管理が実施された場合に診療報酬や介護保険等の加算有り。
健康保持増進のための栄養指導	保健センター、保健所、学校、保育所、事業所等	特定健診保健指導計画立案者は、管理栄養士等とされている。
給食施設等の栄養・給食管理	学校、病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等	特別な栄養管理が必要な一定規模を超える給食施設には、管理栄養士の配置義務有り。

3　配置の状況

施設種別	施設数	栄養士	管理栄養士	健康増進法
学校	529	300	290	○1回100食または1日250食以上を提供する場合には、栄養士または管理栄養士を配置する努力規定 ○特別な栄養管理が必要な給食施設には管理栄養士の配置を規定
病院	587	1,148	737	
介護老人保健施設	175	197	119	
老人福祉施設	426	294	333	
児童福祉施設	359	106	281	
社会福祉施設	208	66	214	
事業所	47	16	45	
寄宿舎	31	11	23	
矯正施設	6	5	1	
自衛隊	35	29	12	
一般給食センター	4	1	6	
その他	22	6	22	
合計	2,429	2,179	2,083	

・管理栄養士必置指定施設配置率は100%（104施設）、
栄養士・管理栄養士の努力規定のある給食施設の配置は、76.4%（1,836施設）

4　養成施設の指定基準について

別紙のとおり、教育内容や教員等に関する**指定基準が国から詳細に示されており、都道府県に裁量の余地はない。**

５　養成の状況

道内には、平成 26 年 2 月現在、管理栄養士養成施設が 5 校（定員 395 名）、栄養士養成施設が 10 校（定員 400 名）指定を受けている。全国同様に、平成 12 年の栄養士法一部改正（管理栄養士が登録制から免許制に変更、国家試験受験資格の見直し）に前後し、栄養士養成施設が減少、管理栄養士養成施設が増加している。

なお、栄養士養成施設では、定員割れの状況が続いている。

【道内養成施設の状況】

区　　分	定員・卒業者数等	H20	H21	H22	H23	H24	H25
栄養士養成施設	定員数	400	400	400	400	400	400
	卒業者	371	395	369	396	346	349
	定員充足率	92.8	98.8	92.3	99.0	86.5	87.3
管理栄養士養成施設	定員数	355	355	395	395	395	395
	卒業者	375	361	402	411	374	386
	定員充足率	105.6	101.7	101.8	104.1	94.7	97.7

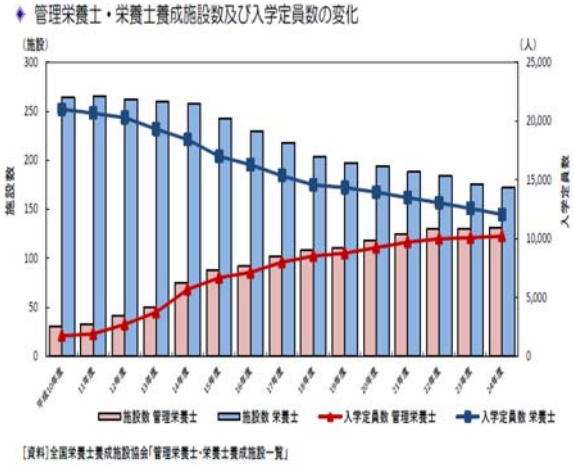

（参考）

栄養士法公布　　（昭和 22 年）栄養士資格の法制化

栄養士法一部改正（昭和 37 年）管理栄養士資格を新設（登録制）

栄養士法一部改正（平成 12 年）登録制から免許制に変更、国家試験受験資格の見直し

６　移譲によって見込まれる業務

	栄養士養成施設	管理栄養士養成施設
指定数	10 校	5 校
指導・監督	2 校（年）	1 校（年）
内容変更の承認	6 件（H24）	2 件（H24）
法定届出	年 1 回	年 1 回

栄養士及び管理栄養士養成施設指定基準について

栄養士養成施設	管理栄養士養成施設
（教育内容に関する事項） 1　教育の内容は、学校（学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）第一条 の学校をいう。以下同じ。）にあっては別表第一、それ以外の施設にあっては別表第二に定めるもの以上であること。	（教育内容に関する事項） 1　教育の内容は、別表第四に定めるもの以上であること。
（教員要件等に関する事項） 2　長は、養成施設の管理の適任者で、栄養士の養成に適当であると認められるものであること。	（教員要件等に関する事項）
3　別表第一又は別表第二に掲げる教育内容を担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の教員（助手を除く。以下次号及び第六号から第八号までにおいて同じ。）の数は、学校以外の施設にあっては九人以上であること。	2　別表第四に掲げる教育内容を担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、別表第四に掲げる教育内容を担当する専任の教員（助手を除く。以下この号、次号、第四号、第六号及び第七号において同じ。）の数は養成施設の入学定員に応じそれぞれ別表第五に定める数以上であり、並びにそのうち別表第四専門基礎分野及び専門分野の項に掲げる教育内容を担当する専任の教員の数は十人以上であること。
4　社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と健康を担当する教員、栄養の指導を担当する教員及び給食の運営を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。	3　別表第四専門基礎分野の項に掲げる教育内容を担当する教員については、三人以上が専任であり、そのうち一人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者であること。
5　別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の助手の数は、三人以上であり、そのうち二人以上は管理栄養士であること。	4　基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。
6　別表第一に掲げる教育内容を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科 目を学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号 ）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号 ）に基づく専門学校（以下「大学等」という。）において修めた者であって、当該大学等を卒業した後五年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者であること。	5　専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は別表第四専門分野の項に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士であること。
7　人体の構造と機能を担当する教員のうち一人以上は、医師であること。	6　人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち一人以上は、医師であること。 7　栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。

栄養士養成施設	管理栄養士養成施設
8　栄養の指導及び給食の運営を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。 9　別表第一に掲げる教育内容を担当する助手は、大学等においてその担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力があると認められる者であること。 （施設及び設備に関する事項） 10　同時に授業を行う学生又は生徒の数は、おおむね四十人であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでない。 11　教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室並びに給食実習室（実習食堂を備えるものに限る。）を有すること。 12　前号の施設の数は、学生又は生徒の数、教員の数及び教育課程に応じ、必要な数以上であること。 13　更衣室、図書室、医務室及び運動場を有すること。 14　施設の配置及び構造は、第十二号に定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。 15　教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。 16　給食実習室（実習食堂を備えるものに限る。）には、別表第三に掲げる機械及び器具が教育上必要な数以上備えられていること。 17　別表第一に掲げる教育内容に関する二千冊以上の図書及び五種以上の学術雑誌が備えられていること。 18　当該指定に係る施設以外の適当な施設を給食の運営の実習施設として利用できること。 19　経営の方法が適切かつ確実であること。	（施設及び設備に関する事項） 8　教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室（実習食堂を備えるものに限る。）を有すること。 9　前号の施設の数は、生徒及び教員の数並びに教育課程に応じ、必要な数以上であること。 10　教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。 11　施設の配置及び構造は、第九号に定めるもののほか教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。 12　別表第六の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられていること。 13　別表第四専門基礎分野及び専門分野の項に掲げる教育内容に関する五千冊以上の図書及び二十種以上の学術雑誌が備えられていること。 14　当該指定に係る施設以外の適当な施設を臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の臨地実習施設として利用できること。

栄養士養成施設

別表第一

教育内容	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	
人体の構造と機能	8	4
食品と衛生	6	
栄養と健康	8	
栄養の指導	6	10
給食の運営	4	

備考

1　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号第二十一条第二項の規定の例による。

2　栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ一単位以上行う。

3　給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ一単位以上行う。

管理栄養士養成施設

別表第四

教育内容		単位数	
		講義又は演習	実験又は実習
基礎分野	人文科学 社会科学 自然科学 外国語 保健体育	42	
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14	10
	食べ物と健康	8	
専門分野	基礎栄養学	2	
	応用栄養学	6	
	栄養教育論	6	
	臨床栄養学	8	8
	公衆栄養学	4	
	給食経営管理論	4	
	総合演習	2	
	臨地実習		4

備考

1　単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

2　基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技によるものとする。

3　基礎分野の教育内容において定められた単位数は、専門分野の教育内容についての単位をもつて代えることができる。

4　栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ一単位以上行う。

5　給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ一単位以上行う。

第６０回北海道道州制特区提案検討委員会
栄養士養成施設の指定事務に対する保健福祉部意見

１　「移譲する事務・権限」から「移譲事務以外の見直しを行う事務・権限」と判断された背景等について

〇栄養士養成施設の指定等事務は、当初「全国一律・一斉に移譲が可能な事務」とされていたが、昨年 12 月の閣議決定において「移譲事務以外の見直しを行う事務・権限」とされ、「今後、管理栄養士及び栄養士養成施設の配置状況を踏まえ検討を進める」としている。

なお、管理栄養士養成施設の指定等事務については、移譲対象外のため、当初から国の地方分権有識者会議における検討の対象となっていない。

〇厚生労働省に対し、栄養士養成施設の指定事務について「移譲事務以外の見直しを行う事務・権限」となった理由を確認したところ、国が 12 月に示した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」以外に説明するものはないとの回答を受けた。

２　道内におけるニーズ及びメリットについて

〇栄養士養成施設の指定基準は、栄養士法施行規則で全国一律に定められたものとなっている。仮に、指定基準を除く事務の移譲を受けた場合、指定、指導・監督に当たっては、平成 19 年に移譲された調理師養成施設に関する指定等事務と同様、国の基準に拠るため、判断に疑義が生じた場合は、国への協議を要するなど、道において事務が完結しないことが予想される。

また、指定基準は全国一律であることから、道独自の特色を盛り込んだ指定、指導・監督を行うことは困難であり、道州制特区が目指す北海道の活性化や道民生活の利便性の向上につながるメリットは、現状では見いだせない。

３　業界の意向について

〇前回委員会終了後、（公社）北海道栄養士会に改めて意向を確認したところ国の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において「移譲以外の見直しを行う事務・権限」と判断された状況も鑑み、当面、全国の養成施設と整合が図られた全国一律の指定基準に基づく指定、指導・監督が行われるべきと考えており、時期尚早な権限移譲は望まないとの回答を得ている。

４　保健福祉部意見

〇移譲対象とされていない事務について、基本的には道州制特区制度の活用の明らかなメリットを示すことができない限り、本提案が採択される可能性は極めて低いと考える。

なお、管理栄養士の養成施設については、全て大学校であることから、移譲は適当でない。

〇業界が望まない中、現状、この移譲に関してはメリットが明らかでないことを踏まえ、今後、道州制特区提案のメリット等を十分検討した上で、提案の可否について判断すべきと考える。

指定養成施設（栄養士・管理栄養士養成施設）に係る移譲検討事務・権限一覧

［※ 法：栄養士法　令：栄養士法施行令］

No.	内　　容	法　令	現　行		移譲の有無等	移譲後		備　　考
			国	道		国	道	
1	栄養士養成施設の指定	法第2条第1項	○		移譲		○	
2	管理栄養士養成施設の指定	法第5条の3 第4号	○		移譲		○	
3	指定養成施設の指定の申請	令第9条	○		移譲		○	【現行】都道府県の意見を添付
4	栄養士養成施設の指定の基準	令第10条	○		移譲を求めず	○		
5	管理栄養士養成施設の指定の基準	令第11条	○		移譲を求めず	○		
6	指定養成施設の内容変更の承認	令第12条	○		移譲		○	【現行】都道府県の意見を添付
7	指定養成施設の学生数等の届出	令第13条	○		移譲		○	【現行】都道府県知事を経由
8	指定養成施設の名称等の変更の届出	令第14条	○		移譲		○	【現行】都道府県知事を経由
9	指定養成施設の廃止等の届出	令第15条	○		移譲		○	【現行】都道府県知事を経由
10	指定養成施設の指定の取消	令第16条	○		移譲		○	

栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲

現状

・近年、高齢化社会の進行や健康に対する意識、食の安全・安心への関心などが高まる中、食のスペシャリストである栄養士及び管理栄養士の活躍がますます期待されている。
・各地方厚生局（国）で所管している栄養士及び管理栄養士の養成施設（「指定養成施設」と総称）の指定・監督等の事務については、申請・届出に係る都道府県の経由や、指定に当たって都道府県知事が必要な意見を付すなど、地方としても一定の関与を行ってきた。
・国の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」（H25.12.20閣議決定）により、看護師、理容師など、約30の各種資格者の養成施設の指定・監督等については、平成27年4月に各地方厚生局から都道府県へ事務・権限が移譲されることとなるが、これらのうち栄養士・管理栄養士は、移譲以外の見直しとされ、なお、国において継続検討するものとされた。

課題

・指定事務に当たっては、道においても現地を調査の上、意見を付すなど、地域事情等を熟知し、申請者により身近な立場で一定の関与を行っていながら、最終的な指定権限が道にないことは、地域のことは地域で決める地方分権型社会をめざす上での課題。
・栄養士・管理栄養士が、移譲以外の見直しとされたことは、この度の国の地方分権改革の残された課題であるが、特に食のスペシャリストである栄養士・管理栄養士に関連する権限移譲を求め、他の養成施設の指定・監督等と併せて、道への一元化をめざすことは、「食」を重視する本道としても、取り組むべき課題。

目指すすがた

道民の健康を「食」の面から支える栄養士・管理栄養士の養成施設を道が指定・監督

国（道厚生局）所管の事務・権限

現状

■栄養士法に基づく養成施設の指定・監督等
・指定養成施設の指定
・内容変更の承認
・学生数等の届出
・名称等変更の届出
・廃止等の届出
・指定の取消

■看護師など各種資格者養成施設の指定・監督等

道州制特区提案による道への移譲

提案

■栄養士法に基づく養成施設の指定・監督等を道が所管

国の分権改革による道への移譲

H27年度以降（予定）

国(道厚生局)所管の各種資格者に係る養成施設の指定・監督等の事務・権限を道へ一元化

申請者により身近な道が、自らの権限に基づき養成施設の指定・監督等を行うことにより、地域における更なる利便性の向上や栄養士・管理栄養士との連携強化が図られ、道民の健康づくりなどに資するものと期待。

資料３

答　申　案

建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲

建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲

現状	・建築基準法に基づく構造方法等の認定は、国土交通大臣が指定した性能評価機関が事前に評価し、国土交通省（本省）が認定を行っている。 ・道内では、北方建築総合研究所が、東北・北海道地域で唯一、性能評価機関として指定されている。

課題	・道内で性能評価を行っても、認定申請は国土交通省（東京）で行わなければならず、申請者の負担が大きい。 ・認定事務は国土交通省（本省）が、全国からの申請に一括して対応していることから、申請から認定までに相当の時間を要する。

目指すすがた

評価から認定まで道内で手続きが完結

現状

国土交通大臣に認定権限があるため、道内で性能評価を行っても、認定は東京で行わなければならない。

提案

国土交通大臣の認定権限を北海道知事に移譲することにより、評価から認定まで道内で完結

■手続きの軽減や迅速化が図られ申請者の利便性が向上
■北方建築総合研究所の活用推進
■建築産業、住宅産業の振興

建築基準法に基づく構造方法等の認定〈新旧対照表〉

<table>
<tr><th>区　分</th><th>現　　行</th><th>権　限　移　譲　後</th></tr>
<tr><td>イメージ図</td><td>■評価申請から認定までの流れ
事業者 ⇨ 【性能評価】北方建築総合研究所（旭川市） ⇨ 【認定】国土交通省（東京都）</td><td>■評価申請から認定までの流れ
事業者 ⇨ 【性能評価】北方建築総合研究所（旭川市） ⇨ 【認定】国土交通省（東京都）
↘ 【認定】北海道</td></tr>
<tr><td>法令制度</td><td>北方建築総合研究所が行っている性能評価業務は、建築基準法等の規定に基づき、国土交通大臣が認定事務を行っている。

【参考：北方建築総合研究所が行っている性能評価業務】
<table>
<tr><th>種類</th><th>関係法令</th><th>項目（対象部材）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">防耐火構造及び防火設備</td><td>法第2条第7号</td><td>耐火構造（耐力壁、非耐力壁）</td></tr>
<tr><td>法第2条第7号の2</td><td>準耐火構造（耐力壁、非耐力壁、軒裏）</td></tr>
<tr><td>法第2条第8号</td><td>防火構造（耐力壁、非耐力壁、軒裏）</td></tr>
<tr><td>法第2条第9号の2ロ</td><td>耐火建築物の防火設備に係る遮炎性能</td></tr>
<tr><td>法第23条</td><td>準防火構造（耐力壁、非耐力壁）</td></tr>
<tr><td>法第64条</td><td>準防火地域の防火設備に係る準遮炎性能</td></tr>
<tr><td>令第112条第1項</td><td>特定防火設備の遮炎性能</td></tr>
<tr><td>令第114条第5項</td><td>準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備の遮炎性能</td></tr>
<tr><td>令第115条の2の2第1項第1号</td><td>耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の加熱後の変形の有無（耐力壁、非耐力壁、軒裏）</td></tr>
<tr><td>令第115条の2の2第1項第4号ハ</td><td>耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさしの遮炎性能</td></tr>
<tr><td rowspan="3">防火材料</td><td>法第2条第9号</td><td>不燃材料</td></tr>
<tr><td>令第1条第5号</td><td>準不燃材料</td></tr>
<tr><td>令第1条第6号</td><td>難燃材料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ホルムアルデヒド発散建築材料</td><td>令第20条の7第2項</td><td>建築材料からのホルムアルデヒドの発散速度
0.02mg/㎡·h ＜ 発散速度 ≦ 0.12mg/㎡·h</td></tr>
<tr><td>令第20条の7第3項</td><td>建築材料からのホルムアルデヒドの発散速度
0.005mg/㎡·h ＜ 発散速度 ≦ 0.02mg/㎡·h</td></tr>
<tr><td>令第20条の7第4項</td><td>建築材料からのホルムアルデヒドの発散速度
発散速度 ≦ 0.005mg/㎡·h</td></tr>
</table>
※「関係法令」欄 ： 法～建築基準法、令～建築基準法施行令</td><td>道州制特区推進法において、北海道が道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以降は、北海道内に所在する性能評価機関が行う性能評価業務の範囲に限り、北海道知事が認定事務を行うことができることとする。</td></tr>
</table>

建築基準法に基づく構造方法等の認定権限と性能評価業務について

移譲を求める権限

特殊な構造方法を用いた建築物や、新しく開発された材料、設備等の中には、建築基準法令に定められた一般的な基準ではなく、高度な方法を用いて性能を検証するものがある。
このような場合に対応するため、国土交通大臣が建築物の構造方法等を認定する制度が設けられている。この国土交通大臣の認定権限を北海道知事に移譲する。

性能評価業務について

○性能評価業務とは、建築物の構造方法等について国土交通大臣の認定を受けるために必要となる事前の審査業務をいう。
○性能評価業務を行うことができるのは、国土交通大臣の指定を受けた法人（指定性能評価機関）に限られる。
○指定性能評価機関は、現在、全国に２６の法人がある。
　北海道内は１法人（地方独立行政法人　北海道立総合研究機構）のみ。

性能評価業務の標準的な流れ

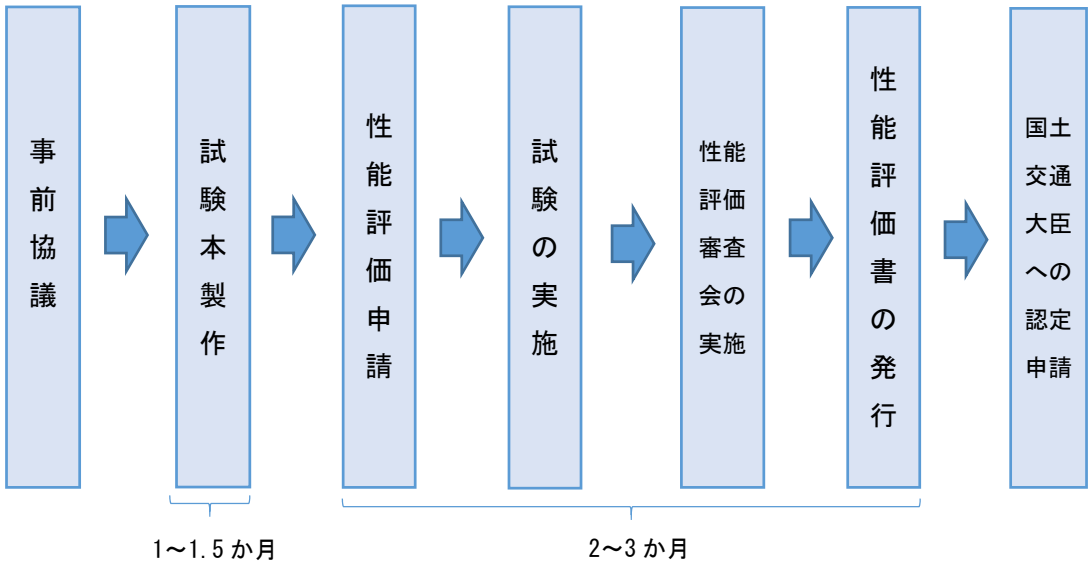

【国土交通省ホームページより】

別紙1

法人の名称	指定時期	法人の連絡先	指定の理由
一般財団法人　日本建築センター	平成12年6月16日	東京都千代田区神田錦町1丁目9番地	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　建材試験センター	平成12年6月16日	東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番4号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　ベターリビング	平成12年6月16日	東京都千代田区富士見2－7－2	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　日本建築総合試験所	平成12年6月29日	大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　日本建築設備・昇降センター	平成12年11月1日	東京都港区西新橋1-15-5	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
株式会社　日本鉄骨評価センター	平成12年10月20日	東京都千代田区岩本町1-3-3	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　小林理学研究所	平成12年12月4日	東京都国分寺市東元町3丁目20番41号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
日本ERI　株式会社	平成17年3月31日	東京都港区赤坂8-5-26	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
株式会社　都市居住評価センター	平成14年5月13日	東京都港区虎ノ門一丁目１番21号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　日本塗料検査協会	平成15年3月14日	東京都渋谷区恵比寿3-12-8	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　ボーケン品質評価機構	平成15年4月4日	大阪府大阪市中央区上町1丁目18番15号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　化学物質評価研究機構	平成15年4月4日	東京都文京区後楽1-4-25	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　東海技術センター	平成15年6月3日	愛知県名古屋市名東区猪子石二丁目710番地	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
ハウスプラス確認検査株式会社	平成15年7月8日	東京都港区芝5-33-7	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
株式会社　東京建築検査機構	平成16年3月16日	東京都中央区東日本橋1-1-4	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
ビューローベリタスジャパン　株式会社	平成16年10月18日	神奈川県横浜市中区山下町1番地	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　日本建築防災協会	平成16年10月18日	東京都港区虎ノ門2-3-20	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般社団法人　日本免震構造協会	平成16年12月24日	東京都渋谷区神宮前2丁目3番18号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
株式会社　確認サービス	平成17年7月12日	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般社団法人　日本膜構造協会	平成19年2月26日	東京都港区虎ノ門 1-13-5	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
株式会社　国際確認検査センター	平成19年2月26日	大阪府大阪市中央区北浜3丁目7番12号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
株式会社　全国鉄骨評価機構	平成20年4月1日	東京都中央区日本橋兜町21-7	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
公益財団法人　日本住宅・木材技術センター	平成20年12月10日	東京都江東区新砂3-4-2	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	平成22年6月30日	札幌市中央区北19条西11丁目1番地9	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　東京都防災・建築まちづくりセンター	平成22年12月20日	東京都渋谷区渋谷2-17-5	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため
一般財団法人　さいたま住宅検査センター	平成25年1月16日	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番3号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づく基準に適合しているため

関係法令

以下、関係法令の関連箇所を抜粋。

■建築基準法

（指定認定機関等による認定等の実施）
第六十八条の二十五　国土交通大臣は、第七十七条の三十六から第七十七条の三十九までの規定の定めるところにより指定する者に、型式適合認定又は第六十八条の十一第一項若しくは第六十八条の二十三第一項の規定による認証、第六十八条の十四第一項（第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。）の認証の更新及び第六十八条の十一第三項（第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示（以下「認定等」という。）の全部又は一部を行わせることができる。
２　国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う認定等を行わないものとする。
３　国土交通大臣は、第七十七条の五十四の規定の定めるところにより承認する者に、認定等（外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。

（構造方法等の認定）
第六十八条の二十六　構造方法等の認定（前三章の規定又はこれに基づく命令の規定で、建築物の構造上の基準その他の技術的基準に関するものに基づき国土交通大臣がする構造方法、建築材料又はプログラムに係る認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならない。
２　国土交通大臣は、構造方法等の認定のための審査に当たつては、審査に係る構造方法、建築材料又はプログラムの性能に関する評価（以下この条において単に「評価」という。）に基づきこれを行うものとする。
３　国土交通大臣は、第七十七条の五十六の規定の定めるところにより指定する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。
４　国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う評価を行わないものとする。
５　国土交通大臣が第三項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る構造方法等の認定の申請をしようとする者は、第七項の規定により申請する場合を除き、第三項の規定による指定を受けた者が作成した当該申請に係る構造方法、建築材料又はプログラムの性能に関する評価書（以下この条において「性能評価書」という。）を第一項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。
６～７　（　略　）

（　中　　略　）

第四節　指定認定機関等

（指定）
第七十七条の三十六　第六十八条の二十五第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、認定等を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。
２　前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める区分に従い、認定等の業務を行う区域（以下この節において「業務区域」という。）を定めてしなければならない。

（欠格条項）
第七十七条の三十七　次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
一～五　（　略　）

（指定の基準）
第七十七条の三十八　国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
一　職員（第七十七条の四十二第一項の認定員を含む。第三号において同じ。）、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。
二　前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
三　法人にあつては役員、第七十七条の二十第五号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
四　認定等の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
五　前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（指定の公示等）　第七十七条の三十九
（業務区域の変更）　第七十七条の四十
（指定の更新）　第七十七条の四十一
（認定員）　第七十七条の四十二
（秘密保持義務等）　第七十七条の四十三
（認定等の義務）　第七十七条の四十四
（認定等業務規程）　第七十七条の四十五
（帳簿の備付け等）　第七十七条の四十七
（監督命令）　第七十七条の四十八
（報告、検査等）　第七十七条の四十九
（認定等の業務の休廃止等）　第七十七条の五十
（指定の取消し等）　第七十七条の五十一
（国土交通大臣による認定等の実施）　第七十七条の五十二
（審査請求）　第七十七条の五十三
（承認）　第七十七条の五十四
（承認の取消し等）　第七十七条の五十五
条文省略

第五節　指定性能評価機関等

（指定性能評価機関）
第七十七条の五十六　　第六十八条の二十六第三項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定は、第六十八条の二十六第三項の評価（以下「性能評価」という。）を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

２　　第七十七条の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十六第三項の規定による指定に、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十、第七十七条の四十二から第七十七条の四十五まで並びに第七十七条の四十七から第七十七条の五十二までの規定は前項の規定による指定を受けた者（以下この条、第九十七条の四及び第百条において「指定性能評価機関」という。）に、第七十七条の五十三の規定は指定性能評価機関が行つた性能評価について準用する。この場合において、第七十七条の三十八第一号、第七十七条の四十二、第七十七条の四十三第一項及び第七十七条の五十一第二項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、第七十七条の五十一第二項第一号中「第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七」とあるのは「第七十七条の四十七」と、第七十七条の五十三中「処分」とあるのは「処分（性能評価の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

■建築基準法施行規則

（構造方法等の認定の申請）
第十条の五の二十一　　構造方法等の認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。
一　　構造方法、建築材料又はプログラム（以下「構造方法等」という。）の概要を記載した図書
二　　平面図、立面図、断面図及び構造詳細図
三　　前二号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果、検査の方法その他の構造方法等を評価するために必要な事項を記載した図書
２　　国土交通大臣は、前項各号に掲げる図書のみでは評価が困難と認める場合にあつては、当該構造方法等の実物又は試験体その他これらに類するもの（次項において「実物等」という。）の提出を求めることができる。
３　　前二項の規定にかかわらず、法第七十七条の五十六第二項 に規定する指定性能評価機関（以下単に「指定性能評価機関」という。）又は法第七十七条の五十七第二項 に規定する承認性能評価機関（以下単に「承認性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る構造方法等の性能に関する評価書を第一項 の申請書に添える場合にあつては、同項 各号に掲げる図書及び実物等を添えることを要しない。

資料４

平成２４年度道民アイデア等の審議状況

	No.	整理番号	アイデア名	分類			審議状況	
				大分類	中分類	小分類	第60回	備考
1	405	3512 H	農業委員会の共同設置を可能とする特例措置	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大	審議	
2	406	3513 I	外国語教育の推進	教育・学校	教育・学校	教育・学校		
3	407	4510 F	水質汚濁防止法の有害物質等の追加	環境保全	環境保全	汚染対策		
4	408	1516 F	「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等	環境保全	環境推進	その他		
5	409	1517 J	保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	審議	
6	410	1518 J	限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	審議	
7	411	1519 H	総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他		
8	412	4511 H	帰化の許可権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	国際交流		
9	413	4512 E	最低賃金改定に係る事務の移譲	雇用対策	雇用対策	労働環境の整備		
10	414	4513 D	二輪の小型自動車の車検期間の拡大	経済振興対策	経済振興	経済の活性化		
11	415	4514 F	エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施	環境保全	環境保全	環境保全		
12	416	4515 D	一般家庭における酒類製造	経済振興対策	その他	地域産業育成		
13	417	3514 J	外国人介護福祉士試験特区	福祉	福祉	福祉		
14	418	3515 F	地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制	環境保全	環境保全	環境保全		
15	419	1520 F	エゾシカの現地での埋没処理	環境保全	環境保全	環境保全		
16	420	1521 D	温泉付随可燃性天然ガス利用の促進	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策		
17	421	4516 H	超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他		
18	422	3516 D	公的機関によるRMT（リアルマネートレード）運営特区	経済振興対策	産業振興	その他		
19	423	2512 D	国立公園内における地熱開発の取扱	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策		
20	424	4517 C	国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲	土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大		
21	425	4518 H	独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大		

※アイデアを受理した期間 ： 平成24年4月～平成25年3月

資料５

農業委員会の共同設置を
可 能 とする特 例 措 置

■道民アイデア整理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■農業委員会について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3

■農業委員会の共同設置について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5

■「農業委員会の共同設置」関係法令 ・・・・・・・・・・・・・ 6～9

道民アイデア整理表

No. 3512H	アイデア名	農業委員会の共同設置を可能とする特例措置

【アイデアの概要】

一定の農地面積を有していれば、市町村の規模に関わらず市町村単独で農業委員会を設置しなければならず、小規模市町村にとっては、農業委員のなり手不足や事務的、財政的な負担等の面から、委員会の運営は厳しい状況にある。

こうしたことを踏まえ、複数の市町村で農業委員会を共同設置できるようにする。あるいは、農業委員会の設置基準を改正する。

【事実関係の整理】

別添「農業委員会について」及び「農業委員会の共同設置について」のとおり

【提案検討をするに当たっての留意事項】

○共同設置が可能になれば、農業委員のなり手不足を解消できるとともに、市町村にとっても事務量や財政面でより効率的に運営できる。

○農業委員会を共同設置した場合の委員（選挙により選任される委員）の選任方法については法令上規定がないことから、共同設置を予定したものではないと解されている。

○選挙により選任される市町村の農業委員の選任方法を道独自に設定することは可能か。

○市町村のニーズはどれくらいあるか。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理

〈一次整理とする理由〉

市町村の農業委員の選任は市町村に係る事項であり、道として移譲を求める権限がないため、道州制特区提案にはなじまない。

農業委員会について

農業委員会の業務

優良農地の確保と有効活用を促進するため、農地法等に基づく「農地の売買」、「貸借の許可」、「農地転用の意見具申」、「遊休農地の調査・指導」など農地行政に係る事務を所掌

農業委員会の設置基準

○ 農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づく市町村の行政委員会

○ 原則として市町村に１つ設置する

〈例外〉

- 農地がない市町村は農業委員会を置かない。
- 農地面積が小さい市町村は、農業委員会を置かないことができる。
  （北海道内の市町村は 800ha 以下、都府県内の市町村は 200ha 以下）
- 面積が 24,000ha を超える市町村又は農地面積が 7,000ha を超える市町村は、一の市町村内に二以上の農業委員会を置くことができる。

農地面積が 800ha を超える市町村は、人口等の規模に関わらず、単独で農業委員会を設置しなければならない。

農業委員会の設置状況

○ 農業委員会を設置している市町村　１６９市町村

○ 農業委員会の数　１７０（北見市は２つの委員会を設置）

※ 未設置市町村

室蘭市、歌志内市、上砂川町、泊村、神恵内村、鹿部町、礼文町、利尻町、利尻富士町、羅臼町

※ 農地面積は 800ha 以下だが設置している市町村

小樽市、夕張市、松前町、福島町、奥尻町、島牧村、寿都町、岩内町、古平町、占冠村

農業委員会の委員数

【市町村長の選任による委員】

・農業協同組合が推薦した理事又は組合員　１名

・農業共済組合が推薦した理事又は組合員　１名

・土地改良区が推薦した理事又は組合員　１名

・市町村議会が推薦した学識経験者　４名以内

【選挙による委員】

４０人を超えない範囲で市町村の条例で定める。

※委員数の上限人数は、農業委員会等に関する法律施行令第２条の２において、農地面積と農業者数により、２０人、３０人、４０人の３段階が設定されている。

農業委員会の共同設置について

地方自治法第２５２条の７第１項

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第１３８条第１項若しくは第２項に規定する事務局若しくはその内部組織、第１３８条の４第１項に規定する委員会若しくは委員、同条第３項に規定する附属機関、第１５６条第１項に規定する行政機関、第１５８条第１項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第１７４条第１項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

地方自治法第１３８条の４第１項

普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

地方自治法第１８０条の５

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一　教育委員会

二　選挙管理委員会

三　人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

四　監査委員

２　前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

一　公安委員会

二　労働委員会

三　収用委員会

四　海区漁業調整委員会

五　内水面漁場管理委員会

３　第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一　農業委員会

二　固定資産評価審査委員会

〈以下、省略〉

【逐条地方自治法・第７次改訂版／２５２条の７関係抜すい】

農業委員会、海区漁業調整委員会は執行機関（法第１３８条の４①）であり、ただし書きによる政令で本条の適用を排除しないので、本条に基づく共同設置ができるのではないかとする向きもあるが、これらの公選の委員を共同設置した場合の選任方法については、別段の規定がないので、現行法上はこれらの共同設置は予定されていないと解される。

これらの共同設置を認めるためには、地方自治法第２５２条の９第１項において議会の選挙に係る委員会の委員選任手続きの特例が規定されているように、公選の委員の選任手続きを特に規定しなければならないものというべきであろう。

【地方自治法第２５２条の９ ～ 共同設置する機関の委員等の選任方法を規定】

・第１項：普通地方公共団体の議会が選挙すべき者の選任方法
～選挙管理委員、選挙管理委員補充員

・第２項：普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべき者の選任方法
～教育委員会の委員、人事委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員等

・第３項：普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべき者の選任
～自治紛争処理委員、社会教育委員等

⬇

農業委員のうち市町村長により選任される委員は、第３項の適用を受ける。
農業委員のうち選挙により選任される委員は、該当する規定がない。

⬇

農業委員会の共同設置を可能とするためには、農業委員のうち
選挙により選任される委員の選任手続きに関する規定の整備が必要

「農業委員会の共同設置」関係法令

農業委員会等に関する法律

第３条　市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

２　その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

３　前項の規定によりその区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

４　前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

５　その区域内の農地面積（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第７条第１項の市街化区域と定められた区域で同法第 23 条第１項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第３条第１項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

６　市町村長は、第２項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第３項又は第４項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

第７条　農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40 人を超えない範囲内で条例で定める。

２　前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

第 12 条　市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1. 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員各１人
2. 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者４人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）以内

農業委員会等に関する法律施行令

第一条の三　法第三条第二項 の政令で定める市町村は、その区域の面積が二万四千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が七千ヘクタールを超える市町村とする。

第二条　法第三条第五項 の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては八百ヘクタール、都府県にあつては二百ヘクタールを超えない市町村とする。

第二条の二　農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第十二条第一号 の委員として選任しなければならない委員の数と四人（同条第二号 の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区　　分		委員の数の上限
一	（一）その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会 （二）十アール（北海道にあつては、三十アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が千百以下の農業委員会	二十人
二	一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	三十人
三	その区域内の農地面積が五千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が六千を超える農業委員会	四十人

地方自治法

第二百五十二条の七　普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。）、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第百五十六条第一項に規定する行政機関、第百五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

２　前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

３　第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

第百三十八条の四　普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

２　普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

３　普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第百八十条の五　執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一　教育委員会

二　選挙管理委員会

三　人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

四　監査委員

２　前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

一　公安委員会

二　労働委員会

三　収用委員会

四　海区漁業調整委員会

五　内水面漁場管理委員会

３　第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一　農業委員会

二　固定資産評価審査委員会

４　前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たつては、当該普通地方公共団体の長が第百五十八条

第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。
５　普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。
６　普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
７　法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
８　第百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百五十二条の九　普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
一　規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。
二　関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。
２　普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
一　規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。
二　関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。
３　普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
一　規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。
二　関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。
４　普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、当該普通地方公共団体の職員とみなし、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。
５　普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

資料６－１

保険料の特別徴収の対象となる
年　金　の　選　択　制　導　入

■道民アイデア整理表 ・・1

■保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入について・・・・・・・2

■「保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入」関係法令・・・・3～6

道民アイデア整理表

No. 1517J	アイデア名	保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入

【アイデアの概要】

後期高齢者医療制度における保険料が差し引かれる年金は優先順位が決められており、被保険者の任意で変えることができない。また、差し引かれる年金は１種類と決められている。

このため、複数の年金を受給している場合、優先順位１位の年金が年額１８万円未満である等の理由で差し引き対象から外れる場合は、納付書や口座振替の方法で保険料を納めることとなる。

このように、年金総額では特別徴収できる金額（年額１８万円以上）があっても、優先順位１位の年金が特別徴収の対象外となっていることから特別徴収されない被保険者から苦情や改善を求める要望が多数寄せられている。

そこで、複数の年金を受給し、その年額が年１８万円以上の場合は、被保険者が保険料を徴収する居住地の市町村と協議した上で、天引きできる年金を選択できるようにする。

【事実関係の整理】

別添資料のとおり

【提案検討をするに当たっての留意事項】

○被保険者にとっては保険料の納付について利便性が向上する。
○市町村にとっては徴収事務の円滑化や効率化が図られるとともに、保険料の確保につながる。
○年金の優先順位は法律に定められているものであり、厚生労働大臣の権限ではない。
　知事が優先順位を決められるような仕組みを整備できるか。
○年金保険者と市町村との間で全国統一のシステムにより運用しており、北海道のみシステムを組み替える必要が生じる。
○介護保険料の特別徴収との兼ね合い
　→　介護保険料は介護保険法に規定された優先順位により特別徴収をする年金が決められるのに対し、後期高齢者医療保険料は任意に年金を選択できることになった場合、年金や各保険料の管理上支障が生じることはないか。
○当該選択制の導入について、どの程度の需要があるのか把握していない。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理

〈一次整理とする理由〉

年金保険者と市町村との間で全国統一のシステムが構築・運用されており、北海道のみシステムを組み替える場合、費用や制度設計など多大な負担が生じるおそれがあり、特区提案は困難である。

保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入について

後期高齢者医療制度とは

〇７５歳以上の高齢者等を対象とした医療制度

〇各都道府県に置かれた後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営

〇保険料の徴収事務や、申請・届出等の受付事務は市町村が行う

保険料の徴収方法

【特別徴収】

年金保険者（日本年金機構など）に保険料を徴収させ、市町村に納入させる方法

【普通徴収】

市町村が納付義務者に納入の通知（納付書の送付）をすることによって、納付義務者から直接徴収する方法

（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という）第１０７条第１項）

特別徴収の対象となる年金

〇日本年金機構が支給する国民年金や厚生年金、国家公務員共済組合連合会、日本私学振興・共済事業団及び地方公務員共済組合連合会が支給する年金
（高確法第１０７条第２項）

〇特別徴収をする年金は１種類とすること。特別徴収の対象となる年金が２以上ある場合は、介護保険法施行令に定める優先順位にしたがって、１種類としなければならない
（高確法第１１０条による準用介護保険法第１３５条第６項、介護保険法施行令第４２条）

〇特別徴収の対象となるのは、年金の年額が１８万円以上の場合
なお、一の年金で１８万円以上であるものが対象であり、複数の年金を合算して年額１８万円以上になる場合は特別徴収の対象外
（高確法施行令第２２条、介護保険法第１３４条第１項）

「保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入」関係法令（抜粋）

高齢者の医療の確保に関する法律

（広域連合の設立）

第四十八条　市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

（保険料の徴収の方法）

第百七条　市町村による第百四条の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者（政令で定める者を除く。）から老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条 の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

２　前項の老齢等年金給付は、国民年金法 （昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法 、厚生年金保険法 （昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法 、地方公務員等共済組合法 又は私立学校教職員共済法 に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

（介護保険法 の準用）

第百十条　介護保険法第百三十四条 から第百四十一条の二 までの規定は、第百七条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

（特別徴収の対象となる年金額）

第二十二条　準用介護保険法第百三十四条第一項第一号 及び第二項 から第六項 までに規定する政令で定める額は、十八万円とする。

介護保険法

（年金保険者の市町村に対する通知）

第百三十四条　年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者であって六十五歳以上のもの（次に掲げるものを除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村（第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村とする。次項（第三号を除く。）から第六項まで及び第九項において同じ。）に通知しなければならない。

一　当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額が、当該年の四月一日の現況において政令で定める額未満である者

二　当該老齢等年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の厚

生労働省令で定める特別の事情を有する者

２　年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の四月二日から六月一日までの間に次の各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の三月一日から四月一日までの間に第一号に該当するに至った者であって、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けていないものを含み、当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の六月一日の現況において政令で定める額未満である者及び前項第二号に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の六月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

一　老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった六十五歳以上の者

二　当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち六十五歳に達したもの（六十五歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限る。）

三　当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った六十五歳以上のもの

３　年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の六月二日から八月一日までの間に前項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の八月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の八月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

４　年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の八月二日から十月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の十月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の十月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

５　年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の前年の十月二日から十二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の前年の十二月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の前年の十二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

６　年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の前年の十二月二日から当該年の二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者（当該年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の二月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

７　年金保険者（厚生労働大臣に限る。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項 に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）を経由して行うものとする。

８　年金保険者（厚生労働大臣及び地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。第十項、第百三十六条第三項及び第六項並びに第百三十七条第二項において同じ。）を除く。）は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、厚生労働大臣の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部を厚生労働大臣を経由して行うことができる。

９　前項において、厚生労働大臣を経由して市町村に通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

１０　地方公務員共済組合は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。
１１　厚生労働大臣は、第八項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者（第百三十六条において「特定年金保険者」という。）を公示しなければならない。
１２　年金保険者（厚生労働大臣に限る。）は、日本年金機構に、第一項から第六項までの規定による通知に係る事務（第八項の規定による経由に係る事務を含み、当該通知を除く。）を行わせるものとする。
１３　厚生年金保険法第百条の十第二項 及び第三項 の規定は、前項に規定する事務について準用する。

（保険料の特別徴収）
第百三十五条　市町村は、前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）に対して課する当該年度の保険料の全部（厚生労働省令で定める場合にあっては、その一部）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る第一号被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。
２　市町村（前項ただし書に規定する市町村を除く。次項において同じ。）は、前条第二項又は第三項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を、特別徴収の方法によって徴収することができる。
３　市町村は、前条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は同条第四項から第六項までの規定による通知が行われた場合において、当該通知に係る第一号被保険者について、翌年度の初日から九月三十日までの間において当該通知に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。
４　前項の支払回数割保険料額の見込額は、当該第一号被保険者につき、当該年度の保険料額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、当該年度の翌年度の初日（前条第五項の規定による通知に係る第一号被保険者については同年度の六月一日とし、同条第六項の規定による通知に係る第一号被保険者については同年度の八月一日とする。）から九月三十日までの間における当該老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額とする。
５　市町村は、第一項本文、第二項又は第三項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合においては、第一項本文、第二項又は第三項に規定する第一号被保険者（以下「特別徴収対象被保険者」という。）について、当該特別徴収対象被保険者に係る年金保険者（以下「特別徴収義務者」という。）に当該保険料を徴収させなければならない。
６　市町村は、同一の特別徴収対象被保険者について前条第一項から第六項までの規定による通知に係る老齢等年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）が二以上ある場合においては、政令で定めるところにより一の特別徴収対象年金給付について保険料を徴収させるものとする。

介護保険法施行令

（特別徴収対象年金給付の順位）
第四十二条　法第百三十五条第六項 の規定により、同一の同条第五項 に規定する特別徴収対象被保険者について同条第六項 に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付（法第百三十一条 に規定する老齢等年金給付をいう。以下この条において同じ。）について保険料を徴収させるものとする。ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなったときは、当該裁定のあった日の属する年度の

翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収させている当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。

一　国民年金法 による老齢基礎年金

二　旧国民年金法 による老齢年金又は通算老齢年金

三　旧厚生年金保険法 による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金

四　旧船員保険法 による老齢年金又は通算老齢年金

五　旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法 等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項 の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

六　国民年金法 による障害基礎年金

七　厚生年金保険法 による障害厚生年金

八　旧国民年金法 による障害年金

九　旧厚生年金保険法 による障害年金

十　旧船員保険法 による障害年金

十一　国家公務員共済組合法 による障害共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

十二　旧国共済法による障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

十三　国民年金法 による遺族基礎年金

十四　厚生年金保険法 による遺族厚生年金

十五　旧厚生年金保険法 による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金

十六　旧船員保険法 による遺族年金

十七　国家公務員共済組合法 による遺族共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

十八　旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

十九　旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第五号に掲げる年金を除く。）

二十　国家公務員共済組合法 による障害共済年金（第十一号に掲げる年金を除く。）

二十一　旧国共済法による障害年金（第十二号に掲げる年金を除く。）

二十二　国家公務員共済組合法 による遺族共済年金（第十七号に掲げる年金を除く。）

二十三　旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（第十八号に掲げる年金を除く。）

二十四　移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

二十五　移行農林共済年金のうち障害共済年金

二十六　移行農林年金のうち障害年金

二十七　移行農林共済年金のうち遺族共済年金

二十八　移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金

二十九　旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

三十　私立学校教職員共済法 による障害共済年金

三十一　旧私学共済法による障害年金

三十二　私立学校教職員共済法 による遺族共済年金

三十三　旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金

三十四　旧地共済法 による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

三十五　地方公務員等共済組合法 による障害共済年金

三十六　旧地共済法 による障害年金

三十七　地方公務員等共済組合法 による遺族共済年金

三十八　旧地共済法 による遺族年金又は通算遺族年金

資料６－２

介護、国保、後期高齢における保険料(税)の特別徴収について

介護保険課・国民健康保険課・高齢者医療制度施行準備室

目次

○　特別徴収についての市町村事務の流れについて（概要）‥‥２

I.　特別徴収の対象者（特別徴収対象被保険者）‥‥‥‥‥‥‥３

II.　特別徴収の対象とする年金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥４

(抜粋)

III.　特別徴収・年次処理‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥７

IV.　特別徴収・月次処理‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥９

V.　特別徴収・制度導入時‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１１

VI.　特別徴収・特別徴収結果‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１２

VII.　特別徴収・市町村からの通知‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１３

（参考）

・７５歳到達時における国保特別徴収事務処理等について‥‥１６

介護、国保、後期高齢における保険料(税)の特別徴収について

○　特別徴収についての市町村事務の流れについて（概要）

1.　年金保険者から経由機関（国保中央会、国保連合会）を通じ、６５歳以上で年額１８万円以上の年金を受給している者のデータが各市町村へ送付される。
2.　各市町村では、介護、国保及び後期高齢のそれぞれの管理する被保険者データと年金保険者からのデータを突合し、データが合致した者を特別徴収対象者候補として抽出する。なお、国保においては、別途、世帯構成についての判定を行う必要がある。
3.　特別徴収対象者候補について、それぞれ保険料(税）の徴収額（年金支払時に特別徴収する金額）を算定する。
4.　介護と国保、又は介護と後期高齢の保険料(税)の合算額が、年金額の１／２を超えないかどうかのチェックをする。
5.　上記 4 のチェックにおいて１／２を超えない者を特別徴収対象者として決定し、特別徴収対象者情報を作成の上、経由機関（国保連合会、国保中央会）を通じ、年金保険者に通知する。

保険料の特別徴収の基本的な事務処理の流れ(図)案

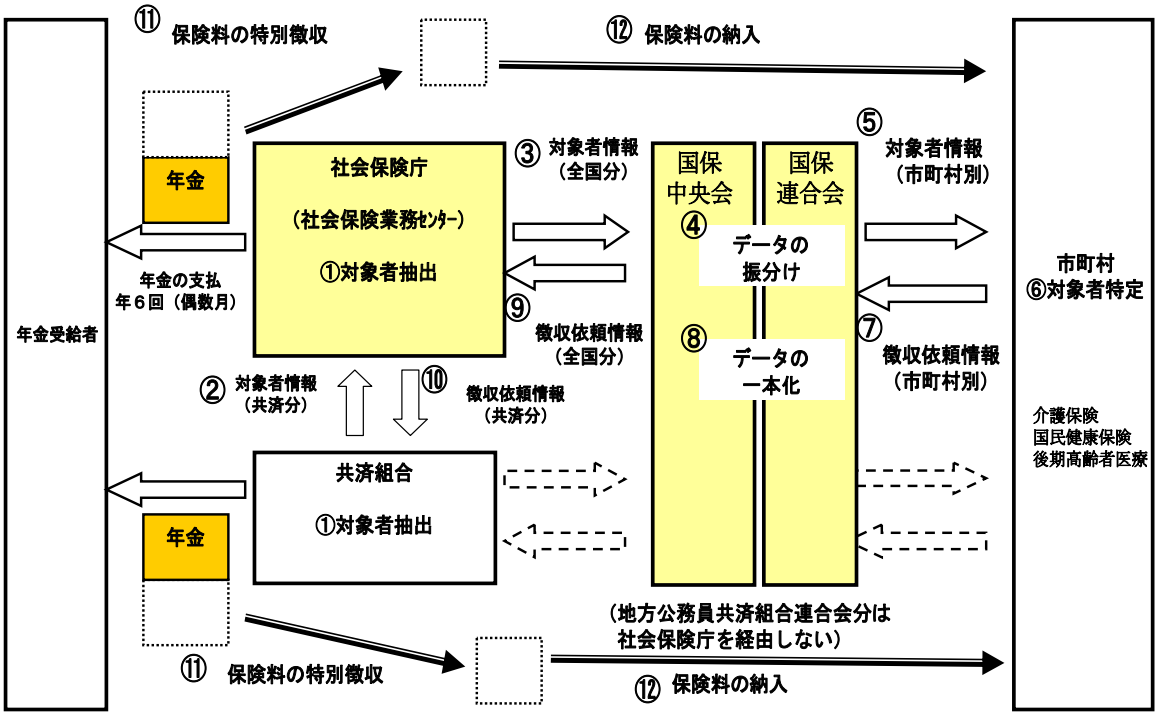

Ⅰ．特別徴収の対象者（特別徴収対象被保険者）

１．介護保険

６５歳以上の第一号被保険者であって、年額１８万円以上の年金を受給している者を特別徴収の対象者とする。

２．国民健康保険

①　世帯内の国保被保険者全員が６５歳以上７５歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）であって、年額１８万円以上の年金を受給している者を特別徴収の対象者とする。

ただし、介護保険料と国保保険料(税)の合算額が年金受給額の１／２を超える場合は、国保保険料(税)は特別徴収の対象としない。

②　国民健康保険組合の組合員については、特別徴収の対象としない。

３．後期高齢者医療制度

７５歳以上の被保険者及び６５歳以上７５歳未満の寝たきり等の被保険者のうち、年額１８万円以上の年金を受給している者を特別徴収の対象者とする。

ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の１／２を超える場合は、後期高齢者医療保険料においては特別徴収の対象としない。

（備考）

○　年金受給額の１／２超過や国保の世帯構成などの判定は、市町村の関係部局が行うものとする。

○　１／２超過に該当し、国保保険料(税)、後期高齢者医療保険料の特別徴収を行わない者についても、介護保険料については、通常どおり特別徴収を実施する。

Ⅱ．特別徴収の対象とする年金

１．特別徴収の対象とする年金の範囲

特別徴収の対象とする年金は、老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金とする。

また、具体的な年金種別は以下のとおりとする。

（受給額が年額１８万円以上、以下同様）

（１）社会保険庁が支給する年金

① 老齢基礎年金
② 国年老齢・通算老齢年金
③ 厚年老齢・通算老齢・特例老齢年金
④ 船保老齢・通算老齢年金
⑤ 退職・減額退職・通算退職年金（三共済）
⑥ 障害基礎年金
⑦ 障害厚生年金
⑧ 船保職務上障害年金
⑨ 国年障害年金
⑩ 厚年障害年金
⑪ 船保障害年金
⑫ 障害共済年金（三共済）
⑬ 障害年金（三共済）
⑭ 遺族基礎年金
⑮ 遺族厚生年金
⑯ 船保職務上遺族年金
⑰ 厚年遺族・寡婦・通算遺族年金
⑱ 船保遺族年金
⑲ 遺族共済年金（三共済）
⑳ 遺族・通算遺族年金（三共済）

（２）国家公務員共済組合連合会、日本私学振興・共済事業団、地方公務員共済組合連合会が支給する年金

① 退職・減額退職・通算退職年金
② 障害共済年金
③ 障害年金
④ 遺族共済年金
⑤ 遺族・通算遺族年金

２．複数年金を受給している場合の優先順位

複数年金を受給している者にかかる特別徴収の優先順位については、【年金保険者による優先】を第１順位、【年金種別による優先】を第２順位とするものとし、具体的には以下のとおりとする。

（１）【年金保険者による優先】

１．社会保険庁
２．国家公務員共済組合連合会
３．日本私学振興・共済事業団
４．地方公務員共済組合連合会

上位
下位

（２）【年金種別による優先順位】

①　社会保険庁が支給する年金の優先順位

⑴	社会保険庁	老齢基礎年金
⑵		国年老齢・通算老齢年金
⑶		厚年老齢・通算老齢・特例老齢年金
⑷		船保老齢・通算老齢年金
⑸		退職・減額退職・通算退職年金（三共済）
⑹		障害基礎年金
⑺		障害厚生年金
⑻		船保職務上障害年金
⑼		国年障害年金
⑽		厚年障害年金
⑾		船保障害年金
⑿		障害共済年金（三共済）
⒀		障害年金（三共済）
⒁		遺族基礎年金
⒂		遺族厚生年金
⒃		船保職務上遺族年金
⒄		厚年遺族・寡婦・通算遺族年金
⒅		船保遺族年金
⒆		遺族共済年金（三共済）
⒇		遺族・通算遺族年金（三共済）

上位
下位

②　各共済が支給する年金の優先順位

⑴	各共済	退職・減額退職・通算退職年金
⑵		障害共済年金
⑶		障害年金
⑷		遺族共済年金
⑸		遺族・通算遺族年金

上位
下位

３．優先順位の判定方法

＜事務処理の流れ＞

① 各年金保険者において、支給する特別徴収対象年金から、【年金種別による優先順位】に従い、１つの特別徴収対象年金を選択する。

② 各年金保険者（国共済、私学共済）は、上記①で選択した１つの特別徴収対象年金について、社会保険庁へ通知する。

③ 社会保険庁は、各年金保険者から通知を受けた者について、【年金保険者による優先順位】に従い、１つの特別徴収対象年金を選択し、経由機関へ通知する。

④ 地方公務員共済組合連合会は、選択した１つの特別徴収対象年金について、直接、経由機関へ通知する。

⑤ 経由機関は社会保険庁及び地方公務員共済組合連合会から通知された特別徴収対象年金について、市町村へ通知する。

※ 社会保険庁経由分の年金を受給している者については、地方公務員共済組合連合会からの特別徴収対象年金は、原則通知されない。（詳細については、「介護・国保・後期高齢者保険料（税）の特別徴収」１３ページを参照。）

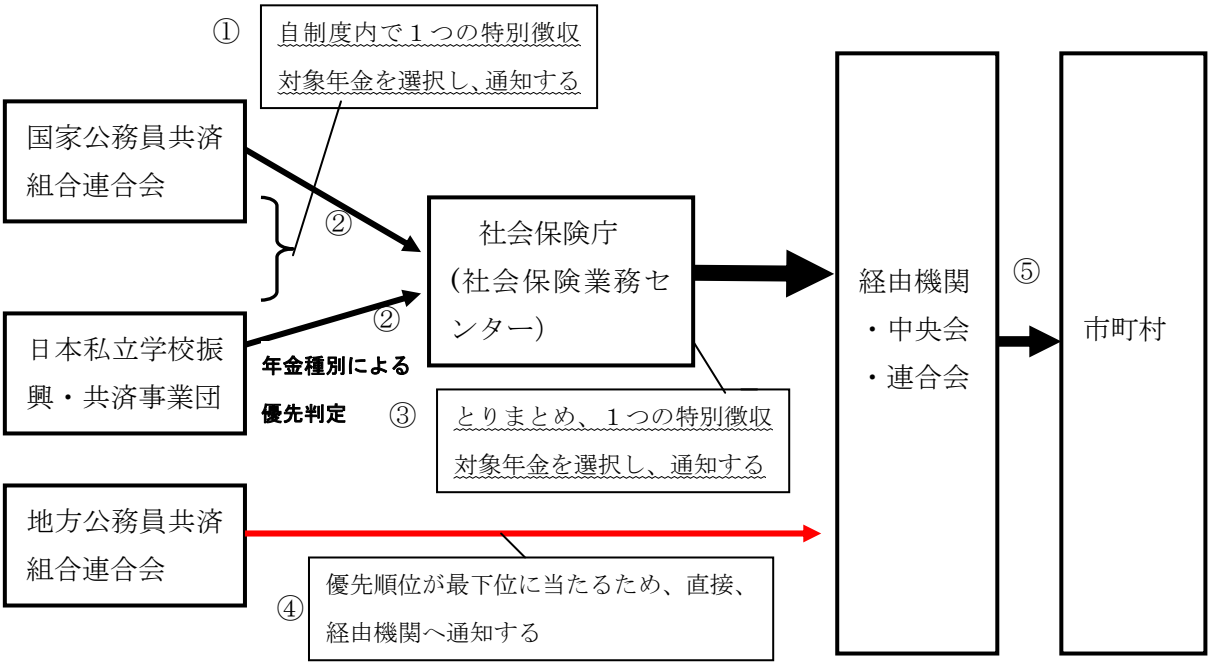

※ 次のような場合には、社会保険庁が支給する年金を優先するため、遺族年金が退職年金（共済）より優先されるケースも発生する。

（例）

社会保険庁	遺族厚生年金	１／２支給	→	○優先
共済	退職年金	全額支給	→	×

資料７

限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者からの申請不要

■道民アイデア整理表 ・・・

道民アイデア整理表

No. 1518J	アイデア名	限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者からの申請不要

【アイデアの概要】

所得が低い被保険者（住民税非課税世帯など）は、病院などの窓口で支払う一部負担金の額が一定額までとなったり、入院時における食事や生活に要する費用の定額負担が軽減される特例措置がある。

しかしながら、この適用を受けるためには、市町村窓口に申請（特に、入院時における食事代等については、緊急の入院などやむを得ない場合を除き、入院前に申請し認定を受けなければ、特例措置が適用されない）が必要となっている。また、有効期間は1年間となっており、毎年申請が必要となっている。

後期高齢者医療制度の被保険者は高齢者であり、また、家族が別の住所に居住していることも多いことから、被保険者からの市町村窓口での申請を不要とし、被保険者証への表示により自己負担額等の確認ができるようにする。

【事実関係の整理】

別添のとおり

【提案検討をするに当たっての留意事項】

○被保険者にとっては、毎年申請しなければならない負担が減り、利便性が向上する。

○当該認定証の申請方法は、法令等に規定はなく、各市区町村の判断に委ねられていることから、国に権限が存在するものではない。

○一部の市区町村では、過去に申請があり引き続き対象となる方には自動的に交付している。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理

〈一次整理とする理由〉

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続きについては、法令等に規定はなく、各市区町村の判断に委ねられており、国に権限が存在するものではない。

また、認定証の自動継続は既に一部の市町村で実施しており、現行において対応可能である。

後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示することにより、入院時の保健対象医療の一部負担金が自己負担限度額までとなり、食事療養費や生活療養費が減額される。

後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受けられる者

【区分Ⅱ】

世帯全員が住民税非課税である者

【区分Ⅰ】

世帯全員が住民税非課税である者で、かつ次のどちらかの要件を満たす者

①世帯全員の所得が０円かつ公的年金受給額が８０万円以下

②老齢福祉年金を受給している者

後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続き

〇申請手続きは市区町村の窓口で行う。郵送を認めている市区町村もある。

〇代理人による申請も可

〇申請した月の初日から適用される。

〇認定証の有効期間は８月１日から７月３１日の１年間。

（初年度は申請した月の１日から７月３１日まで（最大１年間））

〇入院前に手続きをするのが原則。入院後の申請も可能だが、申請のタイミングによっては適用されない期間が生じる場合がある。

〇継続的に適用を受けるためには毎年更新が必要。

ただし、一部の市町村では、過去に申請があり引き続き対象となる者に自動的に交付している。

限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の対象となる方へ

限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の対象となる方は、市町村の窓口に申請してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の方は、市町村の窓口へ申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、自己負担限度額などが減額されます。なお、この申請は毎年必要です。(※一部市町村では過去に申請があり、引き続き対象となる方に自動的に交付しています。詳しくはお住まいの市町村お問い合わせください。)

対象になる方

(1)区分II

世帯全員が住民税非課税である方

(2)区分I

世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方

・世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円)

・老齢福祉年金を受給されている方

申請に必要なもの

被保険者証

被保険者の印鑑

(1)老齢福祉年金を受給されている方が必要なもの

老齢福祉年金支給規則に規定する国民年金証書

(2)過去12か月以内に90日以上(注)入院していた方が必要なもの

過去12か月の入院日数を確認できる領収書など

(注)北海道後期高齢者医療広域連合で区分IIの認定を受けていた期間に限ります。

※収入の額を証明する書類や本人確認が必要となる場合もありますので、詳しくは市町村の窓口へご確認ください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の見本

減額認定証（水色）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
交付年月日 平成２５年　８月　１日			
被保険者番号		０１２３４５６７	
被保険者	住　所	広域市連合町１丁目	
	氏　名	後期　太郎	男
	生年月日	昭和　７年　７月　７日	
発効期日		平成２５年　８月　１日	
有効期限		平成２６年　７月３１日	
適用区分		区分Ⅱ	
長期入院該当年月日		平成２５年　８月　１日	保険者印　印
保険者番号並びに保険者の名称及び印		３９０１１０００ 北海道後期高齢者医療広域連合　印	

「限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者からの申請不要」

関係法令（抜粋）

高齢者の医療の確保に関する法律

（入院時食事療養費）

第七十四条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者（長期入院療養を受ける被保険者（次条第一項において「長期入院被保険者」という。）を除く。以下この条において同じ。）が、保険医療機関等（保険薬局を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

２　入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

３　厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

４　保険医療機関等及び保険医等（保険薬剤師を除く。次条第四項において同じ。）は、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時食事療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

５　被保険者が保険医療機関等について食事療養を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

６　前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

７　保険医療機関等は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収書を交付しなければならない。

８　厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

９　第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

１０　健康保険法第六十四条 並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで及び第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（高額療養費）

第八十四条　後期高齢者医療広域連合は、療養の給付につき支払われた第六十七条に規定する一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十七条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給する。

２　高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十六条　被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等（法第五十七条第三項 に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。）又は指定訪問看護事業者（以下この条において「医療機関等」という。）について療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第七十六条第六項 において準用する法第七十四条第五項 の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第七十八条第八項 において準用する法第七十四条第五項 の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下同じ。）の支払が行われなかったときは、後期高齢者医療広域連合は、第十四条第一項から第三項までの規定により当該被保険者に対し支給すべき高額療養費（同条第七項の規定によりその額を算定したものを含む。次項において同じ。）について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該被保険者に代わり、当該医療機関等に支払うものとする。

一　第十四条第一項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ　ロからニまでに掲げる者以外の者　四万四千四百円

ロ　前条第一項第二号に掲げる者　八万百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

ハ　前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　二万四千六百円

ニ　前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　一万五千円

二　第十四条第二項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ　ロからニまでに掲げる者以外の者　二万二千二百円

ロ　前条第二項第二号に掲げる者　四万五十円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

ハ　前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　一万二千三百円

ニ　前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　七千五百円

三　第十四条第三項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　ロ又はハに掲げる者以外の者　一万二千円

ロ　前条第三項第二号に掲げる者　四万四千四百円

ハ　前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　八千円

四　第十四条第七項の規定によりその額を算定した高額療養費を同項に該当していることにつき厚生労働

省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者に対し支給する場合　一万五千円

２　前項の規定による支払があったときは、その限度において、被保険者に対し第十四条第一項から第三項までの規定による高額療養費の支給があったものとみなす。

３　被保険者が医療機関等について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合又は第十四条第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた被保険者が医療機関等について同項に規定する療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかったときは、後期高齢者医療広域連合は、同条第四項から第六項までの規定による高額療養費として当該被保険者に対し支給すべき額に相当する額を当該医療機関等に支払うものとする。

４　前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し第十四条第四項から第六項までの規定による高額療養費の支給があったものとみなす。

５　歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関等は、第十四条第四項から第六項までの規定並びに第一項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

６　被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等について法第六十四条第一項第五号 に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第十四条第四項から第六項までの規定の適用については、当該法第六十四条第一項第五号 に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個の保険医療機関等について受けたものとみなす。

７　高額療養費の支給に関する手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

（限度額適用認定の申請等）

第六十七条　令第十六条第一項第一号 ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ又は第四号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において「限度額適用認定」という。）を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　被保険者証の番号

二　氏名

三　限度額適用認定を受けようとする被保険者の入院期間

四　令第十五条第一項第三号 若しくは第四号 、第二項第三号若しくは第四号若しくは第三項第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は令第十四条第七項 に該当している旨

２　後期高齢者医療広域連合は、前項の申請に基づき限度額適用認定を行ったときは、被保険者に対し、様式第五号による限度額適用・標準負担額減額認定証を、有効期限を定めて交付しなければならない。

３　限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用・標準負担額減額認定証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

一　被保険者の資格を喪失したとき。

二　令第十六条第一項第一号 ハに掲げる者が令第十五条第一項第三号 に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第一号 ニに掲げる者が令第十五条第一項第四号 に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号 ハに掲げる者が令第十五条第二項第三号 に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第二号 ニに掲げる者が令第十五条第二項第四号 に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第三号 ハに掲げる者が令第十五条第三項第三号 に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十四条第七項 に該当していることにつき限度額適用認定を受けている者が同項 に該当しなくなったとき。

三　限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限に至ったとき。

４　限度額適用認定を受けた被保険者は、医療機関等について療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

５　前項ただし書の場合においては、当該被保険者は、その理由がなくなったときは、遅滞なく、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該医療機関等に提出しなければならない。

６　第十九条及び第二十条（第二項及び第四項ただし書を除く。）の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。

７　限度額適用認定を受けた被保険者に係る第二十二条から第二十六条までに規定する届書には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る限度額適用・標準負担額減額認定証を添えなければならない。